

周南市斎場等施設分類別計画



平成 30（2018）年 9 月・平成 31（2019）年 2 月
（令和 5（2023）年 3 月改訂）

周 南 市

目 次

第1章 本計画の目的.....	1
第2章 斎場について.....	1
第1節 施設の設置目的と経緯.....	1
第2節 対象施設の一覧.....	1
第3節 施設の現状と課題.....	3
第4節 施設を取り巻く状況.....	8
第5節 今後の施設の方向性.....	8
第3章 墓地について.....	9
第4章 大迫田納骨堂について.....	10
第5章 計画期間.....	10
参考資料.....	11

第1章 本計画の目的

周南市斎場等施設分類別計画（以下、「本計画」という。）は、本市の斎場等について、今後の施設の方向性を示すものです。

第2章 斎場について

第1節 施設の設置目的と経緯

(1) 設置目的

斎場は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づく火葬の施設として、公衆衛生や公共の福祉の増進を図り、市民に火葬の場を提供することを目的に設置したものであり、周南市斎場条例（平成15年4月21日条例第165号）を定め、環境政策課が所管しています。

(2) 経緯

新南陽斎場は、平成5（1993）年、既設の斎場の敷地内に建て替えたもので、その後平成6（1994）年にペット火葬施設を増設しました。

鹿野斎場は、平成8（1996）年に設置しました。

施設の管理運営については、新南陽、鹿野斎場とも直営として、火葬業務のみ民間に委託していましたが、平成18（2006）年4月から現在まで指定管理者制度を導入しています。

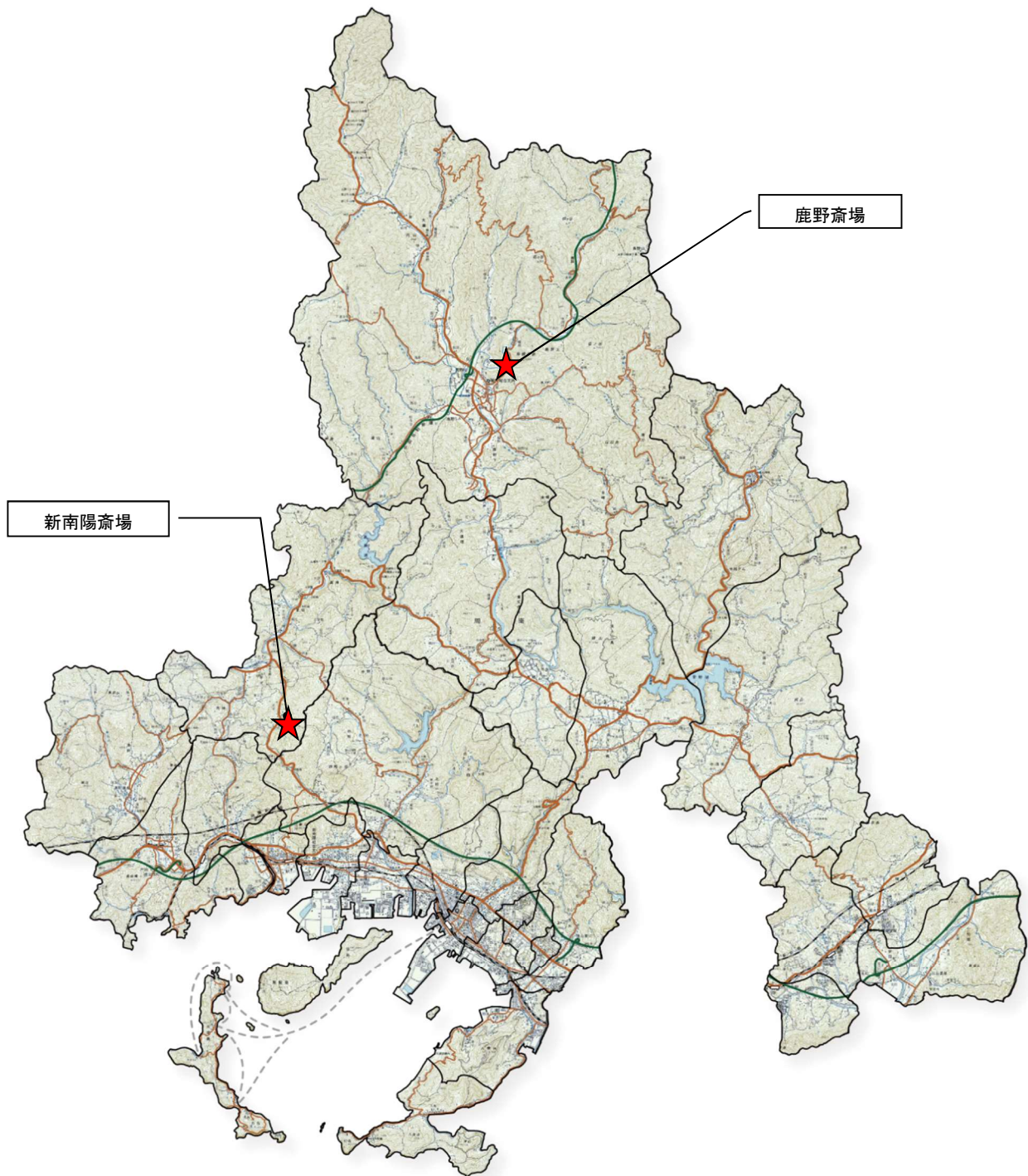
第2節 対象施設の一覧

本計画の対象となる施設及び位置は次のとおりです。（図表1、2参照）

図表1 対象施設の一覧

No.	施設分類	施設名	所在地	地域	利用圏域
1	その他	新南陽斎場	大字米光12185番地	和田	広域
2	その他	鹿野斎場	大字鹿野上3456番地の2	鹿野	準広域

図表 2 施設位置図



第3節 施設の現状と課題

(1) サービスの現状と課題

新南陽斎場、鹿野斎場では、一般火葬に関する業務を行っています。この他、新南陽斎場では、葬儀場、ペット火葬施設があり、通夜、葬儀、ペット火葬施設の使用許可及び火葬も行っています（図表3 斎場平面図参照）。また、両斎場とも、指定管理者による一体的な管理を行っています。

両斎場の一般火葬使用料及び新南陽斎場の葬儀場使用料は、市内住民は無料、市外住民は有料です。新南陽斎場ペット火葬使用は本市住民の使用に限っており、有料です。

各斎場の一般火葬件数は、新南陽斎場については600件前後、鹿野斎場については40件前後で推移しています（図表4参照）。新南陽斎場のペット火葬件数は、350件前後で推移しています（図表5参照）。今後も一定の利用が見込まれます。

各斎場の利用者の住所地は、新南陽斎場については、主に新南陽地域の住民の利用となっています。また、夜市、戸田、湯野、下上地区をはじめとして市内全域から利用があります。

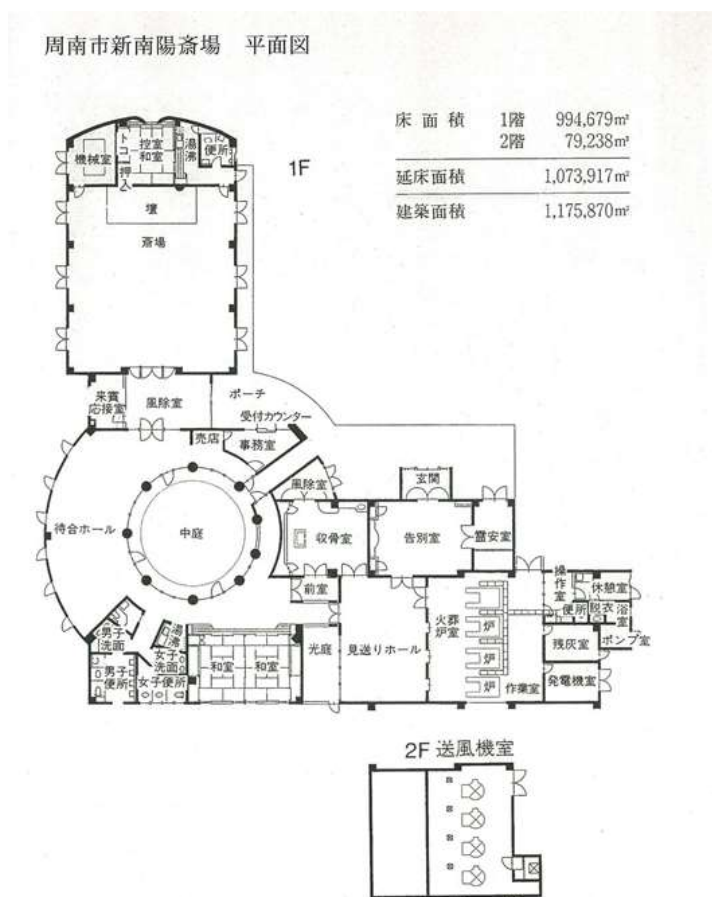
鹿野斎場については、ほぼ鹿野地域の住民の利用となっています。

一方、新南陽斎場の葬儀場については、近年、民間施設の利用に伴い、減少傾向にあります。過去3年の推移は令和元（2019）年度7件、令和2（2020）年度3件、令和3（2021）年度1件となっています。

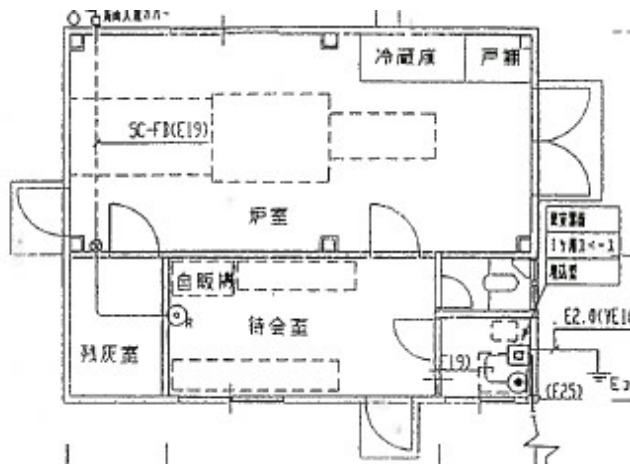
施設全体の運営コストの主なものは、指定管理料、修繕料、工事請負費等です。今後は、施設や設備の老朽化・劣化に伴い、修繕料等が増加することが見込まれます。（図表6参照）

使用料については、主にペット火葬使用料で、この他、市外利用者の一般火葬使用料等となります。（図表7参照）

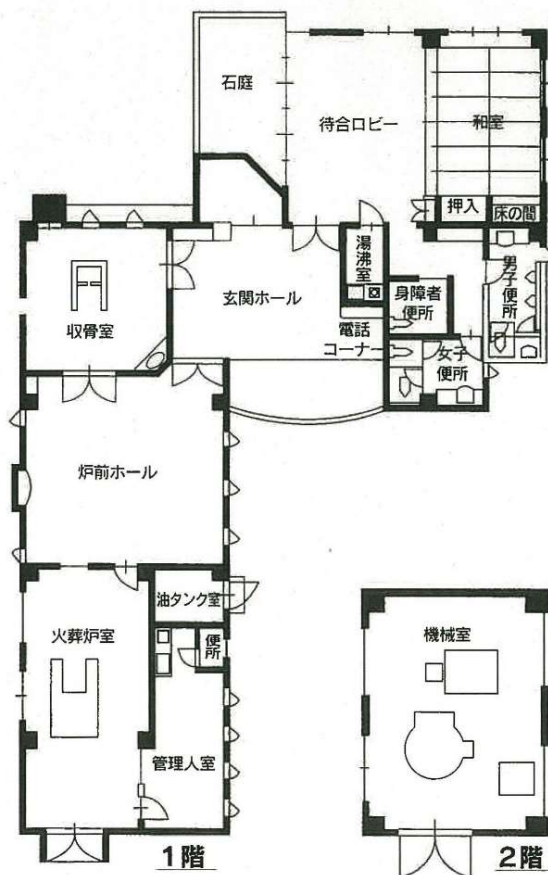
図表3 斎場平面図



ペット火葬場平面図

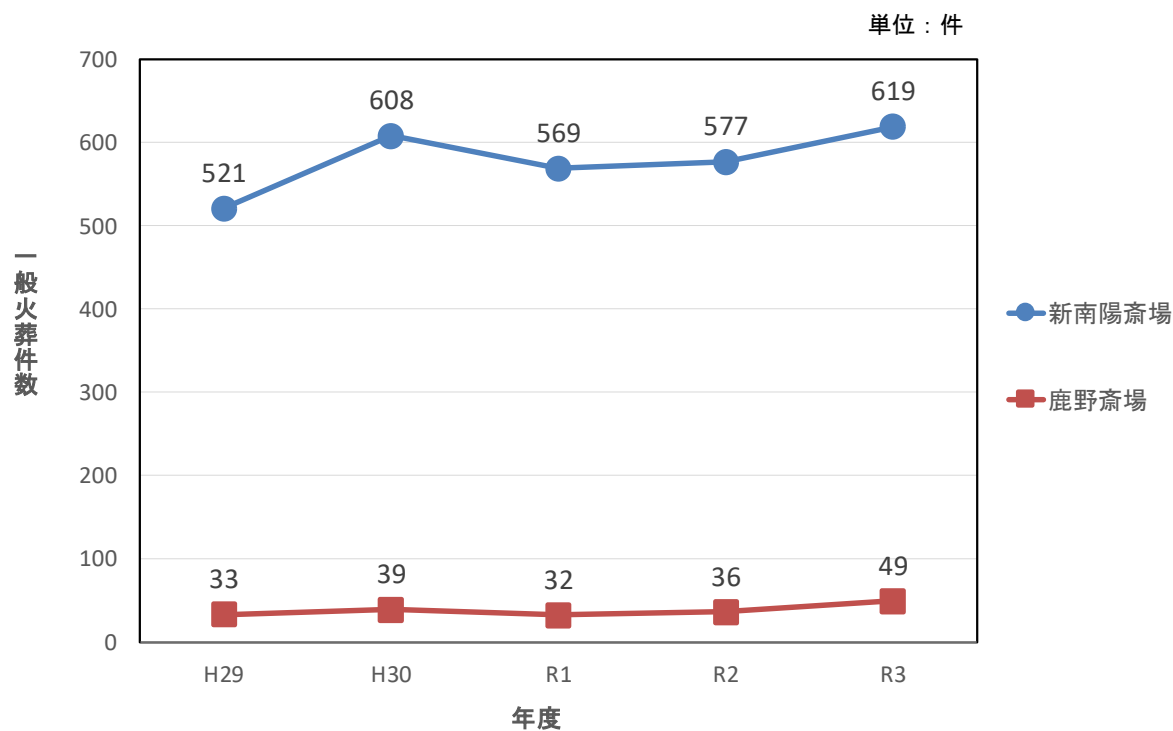


周南市鹿野斎場 平面図

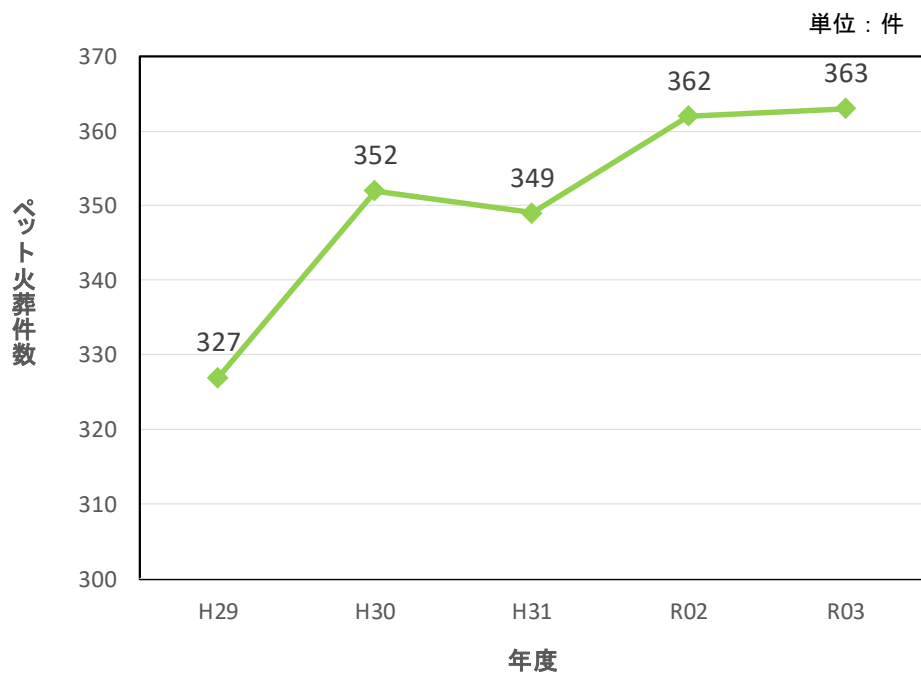


延床面積	295.17㎡
建築面積	349.47㎡

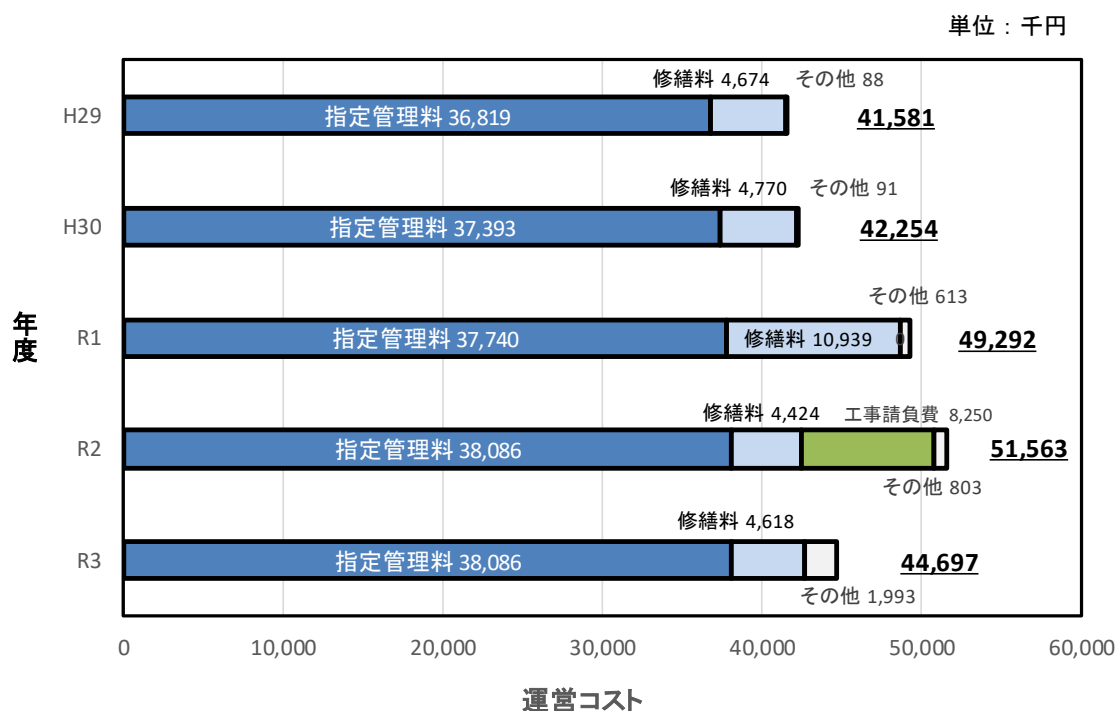
図表4 各斎場の一般火葬件数の推移



図表5 新南陽斎場のペット火葬件数の推移

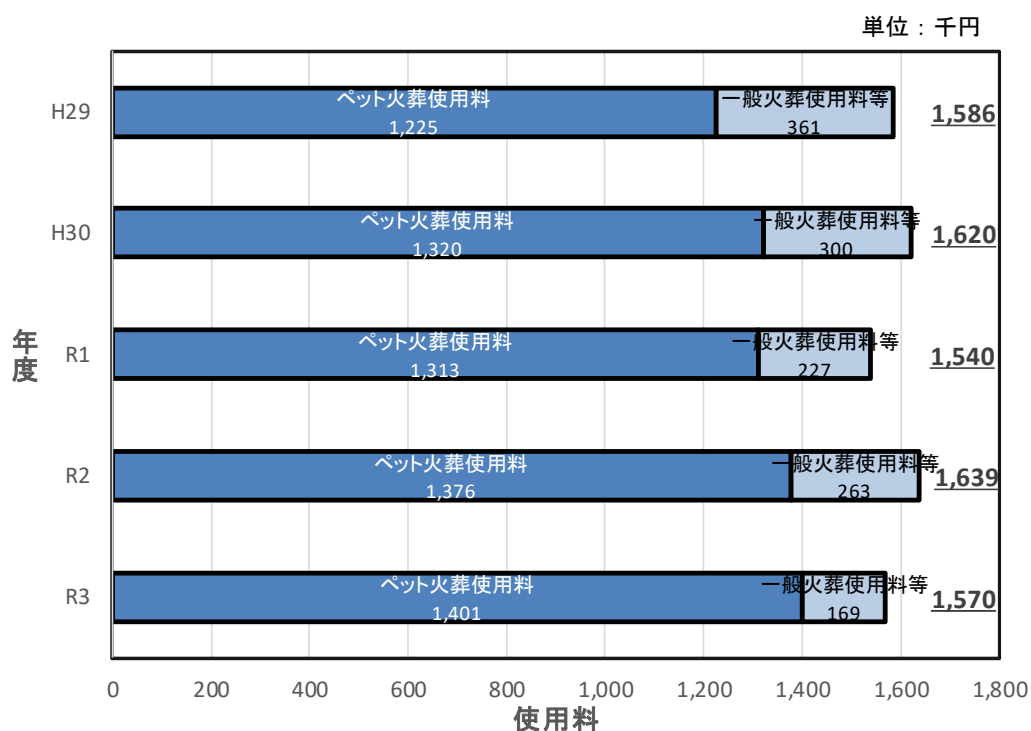


図表6 運営コストの推移(決算額)



* 指定管理料は一体的な管理となっているため新南陽斎場、鹿野斎場の合算額となっています。

図表7 施設使用料の推移(決算額)



* ペット火葬は、集合火葬 1 体につき、体重 20 キログラム未満 3,740 円、体重 20 キログラム以上 5,340 円となっています。

(2) 建物の現状と課題

建物の現状は次のとおりです（図表 8 参照）。なお、自主点検及びバリアフリーの状況の詳細を含めた建物の現状は、巻末に【参考資料 1】として添付します。

図表 8 建物の現状一覧

↓ 点数が高いほど劣化が進行

No.	施設名	総床面積 (㎡)	主たる建物													
			床面積 (㎡)	建築年度	主構造 /法定耐用年数	法定耐用年数	耐震性	R4自主点検結果	バリアフリーの状況	ハザードマップの状況						
								総合劣化度	対応	該当	土砂	洪水		高潮	津波	
1	新南陽斎場	1189.41	1073.92	1993	RC /50年	未経過	新耐震	45.70	一部対応		特					
2	鹿野斎場	300.05	295.15	1996	RC /50年	未経過	新耐震	38.70	一部対応	なし						

* 自主点検は毎年実施

* 構造：SRC（鉄骨鉄筋コンクリート造）、RC（鉄筋コンクリート）、S（鉄骨造）、W（木造）

* 法定耐用年数：減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）において、構造や用途によって記載のもの

* 土砂・警…警戒区域、土砂・特…特別警戒区域、洪水・河…河岸浸食、洪水・氾…氾濫流

新南陽斎場、鹿野斎場とも、築後 25 年以上を経過し、火葬炉等の設備や建物の経年劣化が見受けられます。このため、利用者の安全面に配慮し、毎年必要な修繕を行っています。

築後 29 年が経過している新南陽斎場については、令和元（2019）年に待合室棟の空調機の更新を行い、令和 2（2020）年には待合室棟の屋根防水改修工事を行いました。

今後は、将来的な課題として、施設や設備の老朽化・劣化に伴い更新等を検討する必要がありますが、本計画期間内においては、毎年の自主点検等で建物や設備の状況を確認し、安全面に配慮しながら、必要な対策を講じ、市民に火葬の場を安定的に提供します。

第4節 施設を取り巻く状況

本市が関係する斎場は、新南陽斎場、鹿野斎場のほか、一部事務組合である周南地区衛生施設組合（構成市：周南市、下松市、光市）が設置・管理する御屋敷山斎場があります。

御屋敷山斎場は、周南地区衛生施設組合同約（昭和45年1月12日規約第1号）及び御屋敷山斎場条例（昭和46年3月10日条例第1号）により、本市にあつては、原則、平成15（2003）年4月20日における旧徳山市及び旧熊毛町の区域の住民が使用できることとなっており、その火葬使用料は無料となっています。

従って、本市の住民は、居住地に応じて、新南陽斎場、鹿野斎場、御屋敷山斎場のいずれかを使用しており、いずれにおいても火葬使用料は無料となっています。

こうした中、周南地区衛生施設組合では、御屋敷山斎場（所在地：下松市大字西豊井10154番2）が築後50年経過し、老朽化が進んでいることから、令和7（2025）年4月供用開始を目指し新斎場整備（所在地：下松市大字末武下640番地）を進めるとともに、新斎場における火葬使用料の有料化を検討されています。

第5節 今後の施設の方角性

（1）一次評価

一次評価では、今後の施設の方角性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて個々の施設の方角性について検討を行います。

この一次評価は、施設でのサービスの提供状況や施設の利用状況、建物の状況などから結果を導き出すものであり、最終的な判断・決定にあつての材料とします。

一次評価を実施したところ、新南陽斎場、鹿野斎場とも、施設の方角性は、共同利用となりました。

なお、一次評価の検討内容等の詳細は、巻末に【参考資料2】として添付します。

（2）総合評価

1) 基本的な考え方

斎場施設は、全体的な傾向として利用者が横ばいであり、本市の年齢別人口等の状況を考慮すると、今後も一定の利用が見込まれます。

一次評価では、新南陽斎場、鹿野斎場ともに共同利用の方角性が導きだされましたが、現状においては、両施設とも必要な修繕、改修により機能が保たれていることから、将来、施設の更新等を検討する際に施設のあり方について検討するものとし、本計画期間内においては、毎年の自主点検等で建物や設備の状況を確認し、安全面に配慮しながら、必要な対策を講じ、市民に火葬の場を安定的に提供します。

2) 具体的な方針

今後の具体的な方針は次のとおりです。なお、以下の内容は、本計画の対象施設の現況を踏まえた現時点の想定であり、今後の社会経済情勢の変化や財政事情等により、見直しを行うことがあります。

図表 9 具体的な方針と実施時期(予定)

No	施設名	主たる建物							一次評価		総合評価	対策の内容(大規模修繕・改修、更新、解体等)				
		築年数	構造/法定耐用年数	法定耐用年数	耐震性	総合劣化度	バリアフリーの状況	ハザードマップの状況	取組の優先度	結果		R5	R6	R7	R8	R9
1	新南陽斎場	29	RC / 50年	未経過	新耐震	45.7	一部対応	土砂・特	比較的高くない	共同利用	継続利用	RC築後30年 火葬炉等は適正管理を図るための維持補修に努める。				
2	鹿野斎場	26	RC / 50年	未経過	新耐震	38.7	一部対応	なし	比較的高くない	共同利用	継続利用	RC築後30年 火葬炉等は適正管理を図るための維持補修に努める。				

第3章 墓地について

(1) 現状と課題

市営墓地は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づく埋葬の施設として、公衆衛生や市民の宗教的感情に配慮した祭祀の場の提供を図るため、周南市営墓地使用条例（平成15年4月21日条例第166号）を定め、民営墓地に比べ比較的安価な墓地使用料で、宗教、宗派を問わず、亡くなられた方を埋葬する場を整備し、環境政策課が所管しています。

市営墓地は市内に14カ所あり、徳山地域6カ所、新南陽地域7カ所、鹿野地域1カ所に設置しています。

墓参道の路面や法面の補修等を要する墓地が多く、その都度補修を行っています。

貸出し中の墓地区画の中には、相当期間にわたって適切な管理がされていない墓地区画が多く見受けられますが、その墓地区画の借主と連絡が取れない状況となっており、このような「無縁墓」への対応が課題としてあります。

図表 10 市営墓地一覧

No	施設名	所在地	供用開始年	敷地面積
1	光万寺墓地	大字富田 3500-1 番地ほか	昭和 42 年	9,664 m ²
2	川崎墓地	川崎二丁目 506-1 番地ほか	昭和 47 年	551 m ²
3	丸尾墓地	川崎二丁目 445-2 番地	昭和 44 年	677 m ²
4	石仏墓地	皿山町 440-2 番地ほか	昭和 46 年	8,762 m ²
5	平床墓地	皿山町 890 番地ほか	昭和 25 年	7,244 m ²
6	丸山墓地	若山一丁目 1459-5 番地ほか	昭和 44 年	3,111 m ²
7	馬神墓地	大字馬神 11510-1 番地ほか	平成 12 年	14,580 m ²
8	大迫田共同墓地	大字徳山 10119 番地の 1 ほか	昭和 24 年	163,418 m ²
9	岩黒共同墓地	大字徳山 10580 番地	昭和 25 年	5,391 m ²
10	泉原共同墓地	大字徳山 4304 番地	昭和 25 年	4,373 m ²
11	北山共同墓地	大字徳山 11017 番第 1	昭和 26 年	6,918 m ²
12	川本共同墓地	大字上村 690 の 2 番地	昭和 25 年	247 m ²
13	オヶ峠共同墓地	大字須々万本郷 11153 番地の 5	昭和 58 年	1,947 m ²
14	米山共同墓地	大字鹿野上字大土地 10375 番 4	昭和 25 年	1,650 m ²

(2) 今後の方向性

墓地については、施設の性格上、本市作成の「機能の評価・検証シート」による一次評価は、項目がそぐわないことから実施しません。市営墓地は今後も必要であるため、適宜補修等を行いながら適正な管理を行っていきます。

また、「無縁墓」については、調査を継続しながら、費用面も考慮し今後の対応について検討します。

第4章 大迫田納骨堂について

(1) 現状と課題

大迫田納骨堂は、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）」、「行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）」に基づき、市が火葬した身元不明者、行旅死亡人など、引取り手の無い遺骨を保管する施設です。現在の建物は、同じ場所に建築されていた旧納骨堂が老朽化、狭隘化したため、平成9（1997）年に旧徳山市において改築したものです。

周陽地域の大迫田共同墓地内に位置し、利用圏域は広域であり、生活支援課が所管します。

No	施設名	所在地	建築年度	延床面積	構造
1	大迫田納骨堂	大字徳山 10119 番地の 1	1997 年	7.45 m ²	木造平屋建

建物については、築後24年が経過していますが、現在のところ内外装ともに損傷は見られず修繕の必要はありません。

また、保管スペースについては、平成30（2018）年度より骨壺の大きさを見直し、小型化したことから当面、問題はないものと考えます。

なお、本施設は施設の規模、性格から本市作成の劣化判定表による自主点検及び「機能の評価・検証シート」による一次評価は項目がそぐわないため行っていないませんが、適宜、施設の内容、規模に応じた点検を行っています。

(2) 今後の方向性

核家族化や高齢化の進展により、単身世帯とくに一人暮らしの高齢者が増え、ライフスタイルの変化に伴う未婚率の上昇や、親族関係の希薄化などが進んでいる昨今の状況から、今後引取り手のない遺骨は減ることはないと考えられます。民間等で代替施設もないことから、現在の納骨堂を維持し、必要があれば適宜補修等を行いながら適正な管理を行っていきます。

第5章 計画期間

本計画の計画期間は、令和9（2027）年度までとします。

なお、施設を取り巻く環境の変化や政策的な事情などにより、必要に応じて本計画を見直すこととします。

【参考資料 1（第 2 章第 3 節第 2 項関係）】建物の現状一覧（詳細）

第 2 章第 3 節第 2 項に記載した建物の現状について、自主点検及びバリアフリーの状況の詳細を含めた内容は次のとおりです。

図表 11 建物の現状一覧（詳細）

↓ 点数が高いほど劣化が進行																																																		
No.	施設名	総床面積 (㎡)	主たる建物																																															
			床面積 (㎡)	建築年 度	主構造 /法定耐用 年数	法定耐用 年数	耐震性	R4自主点検結果																		バリアフリーの状況										ハザードマップの状況														
								【建築編】														【設備編】														総合劣化度	対応	エレベーター・手すり	入口の 段差解消	施設内の 段差解消	多目的 トイレ	該当	土砂	洪水		高潮	津波			
								1.構造 部材	2.外壁、防水			3.厚、窓		4.床、階段		5.壁、天井		6.附帯設備		7.敷地	1.電気設備								2.機械設備																					
								基礎	屋根	ドレン・とい	外壁・ひさし	扉	窓	防火戸	床仕上	階段	内壁	天井	擁壁	門扉	塀（C B、フェンス等）	排水設備（側溝）	分電盤	照明器具	スイッチ・コンセント	自動火災報知装置	外灯	非常用照明	避難口誘導灯	エアコン	排煙設備	換気設備	屋内消火栓	給排水配管	ボイラー・給湯器													タンク類	衛生器具	
1	新南陽斎場	1189.41	1073.92	1993	RC /50年	未経過	新耐震	B	C	A	B	B	A	—	A	—	B	C	—	—	—	A	A	C	A	A	—	C	A	B	A	A	—	—	A	B	A	45.70	一部対応	—	○	×	○		特					
2	鹿野斎場	300.05	295.15	1996	RC /50年	未経過	新耐震	B	B	B	A	A	A	—	A	—	A	B	—	—	C	A	A	A	A	—	A	A	—	C	—	A	—	—	A	—	A	38.70	一部対応	—	○	×	○	なし						

* 自主点検結果

- 自主点検による劣化度を建物の部位ごとにA～Cで判定する。
 - A:劣化がなく建物の利用に支障なし
 - B:劣化はあるが建物の利用に支障なし
 - C:劣化があり建物の利用に支障が生じている又は生じるおそれがある
- 総合劣化度:建物の築年数、構造、自主点検による劣化度を考慮した、その時点における建物の状況を示す。点数が高い施設ほど、劣化が進んでいる。

【参考資料 2（第 2 章第 5 節第 1 項関係）】一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて個々の施設の方向性について検討を行います。

(1) 個々の施設の方向性の検討

まず、施設において提供しているサービスについて、サービス主体の適正化、サービス水準の適正化、サービス配置の適正化、事業手法の適正化という 4 つの視点から、今後の可能性を検討し、存続・廃止といった方向性を検討します。

次に、サービスの視点からの建物の方向性を検討し、統廃合・複合化・多目的化・継続利用・共同利用・廃止等実現可能性がある建物の方向性を導きます。

ここでの検討等の内容は、次のとおりです。

視点	適正化の意味・視点	第1ステップ		第2ステップ	
		サービスの方向性の検討	導き出されるサービスの方向性	建物の方向性の検討	導き出される建物の方向性
サービス主体の適正化	「市がサービスの提供を続けなければならないか？」といった視点から民間サービスによる代替性を検討 ⇒サービスを維持しながら施設を廃止するなどすることで、トータルコストの削減が可能となる	◇ 民営化の可能性がある	◇ サービス廃止 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 同種、類似の民間施設が存在 存在しない ⇒	◇ 民間譲渡 ◇ 廃止
		◇ 市が自ら運営主体として関与する必要性が低い		存在する ⇒	
		◇ 法律等による設置義務付けなし			
		◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する	◇ サービス存続	◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する	⇒ 共同利用
サービス水準の適正化	「施設の量（数、面積）は現状のままでよいのか？」といった視点から、市民ニーズ等の変化に合った施設数や規模（延床面積）の見直しの可能性を検討 ⇒施設数や規模を削減することでトータルコストの削減が可能となる	◇ 設置目的の意義が低下している	◇ サービス廃止 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒	◇ 廃止
		◇ 利用実態が設置目的に即していない		建築から30年未満の施設	
		◇ サービス内容が設置目的に即していない		◇ 利用圏域 地域以外 ⇒ 地域 ⇒	
		◇ 過去3年間の利用者数が減少	◇ サービス存続 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 統廃合による施設数の削減	◇ 統廃合 ◇ 継続利用（規模縮小）
サービス配置の適正化	「サービスを提供する建物や場所を見直せば、コスト削減やサービスの向上につながるか？」といった視点から、サービス提供に資する建物の総量の削減の可能性を検討 ⇒施設の集約化等により、更新経費やランニングコストの削減が可能となる	◇ 今後の利用者数が減少見込み		統廃合が可能な施設が周辺にある ⇒	
		◇ 同種、類似の市施設が存在		統廃合が可能な施設が周辺にない ⇒	
		◇ 複合化（集約化）の検討	◇ サービス存続	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒	◇ 複合化（集約化）
		◇ 個別施設のサービス内容を評価 ・ サービス内容の重複 ・ 貸館の稼働率	◇ サービス存続	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒	◇ 複合化（共用化）
事業手法の適正化	「サービスの提供や建物の整備そのものも民間に任せることができないか？」といった視点から民間活用によるコスト削減やサービス向上の可能性を検討 ⇒民間のノウハウ等を活用することにより、コスト削減が可能となる	◇ 過去3年間の利用者数が減少	◇ サービス存続 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 施設規模が600㎡以上で建築から30年を経過していない	◇ 多目的化
		◇ 今後の利用者数が減少見込み			
		◇ 民間事業者のノウハウの活用が期待でき、過去3年間のコストが増加、あるいは利用者1人当たりのコストが高い			
		◇ 受益者負担の割合が妥当ではない	◇ サービス存続 ※受益者負担の割合の妥当性が低い場合		◇ 民間活力の拡大（指定管理、PFI/PPP） ◇ 受益者負担の見直し

これらの検討により、導き出される個々の施設の方向性と具体的な内容は、次のとおりです。

方向性	内容
統廃合	同じ施設分類で同様のサービスを提供する施設同士で統廃合を実施します。
複合化(集約化)	施設分類が異なるが施設同士を複合化により集約化します。
複合化(共用化)	施設分類が異なるが同様のサービスを提供する施設のうち、共用が可能な建物やスペースを複合化により共用します。
多目的化	施設が比較的新しくスペースに余裕がある場合に、古い施設の機能を取り入れて多目的化します。
継続利用(現状維持)	現状維持のまま継続的に利用します。（サービスの向上やコストの見直しについて検討します。）
継続利用(規模縮小)	継続的に利用しますが、利用状況等により規模を縮小します。（サービスの向上やコストの見直しについて検討します。）
共同利用	市の公共施設を他自治体等と共用し、他自治体等とコスト分担します。
廃止	施設を廃止します。
転用	施設自体は利用可能であるため、他用途に転用します。
民間譲渡	施設自体は利用可能であるため、民間へ譲渡(売却)します。
地域移譲	施設自体は利用可能であり、利用が地域に限定している場合、地域へ移譲します。

図表 12 一次評価結果

項番	施設名	(1)サービス主体の適正化										(2)サービス水準の適正化																
		(1)-1 ・民間によるサービス提供の事例がある						(1)-2 ・市内に同様のサービスを提供する国県の施設がある ・周辺自治体で、周南市からアクセスの良い場所に同様のサービスを提供する公共施設がある				(2)-1 施設本来の目的が達成されている、施設整備当時と状況が変化している					(2)-2 ・施設の利用が少ない、利用者・対象者の減少が見込まれる ・同種施設が複数配置されている											
		代替性 民間参入 ①	代替性 民間参入 ③	公共性 必需性 ③	有効性 互換性 ②		評価結果	有効性 互換性 ②			有効性 互換性 ③	評価結果	公共性 公益性 ①	公共性 公益性 ②	公共性 公益性 ③	建築 経過 年数 (R4.4.1 時点)	有効性 互換性 ①	評価結果	有効性 利用度 ①	有効性 利用度 ③	有効性 互換性 ②		評価結果					
		行政以外にサービスを提供する民間事業者等の存在を確認し、民間参入の可能性はどうか。	市が施策を推進するにあたって、市が自ら運営主体として関与しなければならない施設かどうか。	法律等により設置が義務づけられているか。	利用圏域の中で、同種、類似の施設は存在するか。 (県施設、民間施設も含む。)	市有 or 他官公庁 or 民間		市有 or 他官公庁 or 民間	対象施設	補助金などの代替施策で対応できるものか。	今日的な視点から、設置目的の意義が低下していないか。		利用実態が設置目的に即したものとなっているか。	サービス内容が設置目的に即したものになっているか。	当該施設の利用実態から、利用圏域はどうか。		前年度までの過去3年間の利用者数の推移はどうか。		今後の人口減少社会にあって、利用者数の見込みはどうか。	利用圏域の中で、同種、類似の施設は存在するか。 (県施設、民間施設も含む。)	市有 or 他官公庁 or 民間	対象施設						
1	新南陽斎場	検討の余地あり	関与する必要性はさほど高くない	法律等で定められているが必置ではない	存在する	市有、他官公庁、民間			存在する	市有、他官公庁、民間	鹿野斎場、御屋敷山斎場、民間ベクト火葬場	対応不可能	○	G: 共同利用	低下していない	設置目的に即している	設置目的に即している	29	広域			3年連続で増加	横ばいの見込み	存在する	市有、他官公庁、民間	鹿野斎場、御屋敷山斎場、民間ベクト火葬場		
2	鹿野斎場	検討の余地あり	関与する必要性はさほど高くない	法律等で定められているが必置ではない	存在する	市有、他官公庁、民間			存在する	市有、他官公庁、民間	新南陽斎場、御屋敷山斎場	対応不可能	○	G: 共同利用	低下していない	設置目的に即している	設置目的に即している	26	準広域			3年連続で増加	横ばいの見込み	存在する	市有、他官公庁、民間	新南陽斎場、御屋敷山斎場		

(3)サービス配置の適正化											(4)事業手法の適正化						検討結果一覧表													一次評価結果	
(3)-1 ・複数のサービスを集約することで施設の魅力向上が期待される(利用者が共通、提供サービスに関連性がある、世代間の交流が生まれる、他地域との交流が生まれる など)			(3)-2 ・施設分類が異なるほかの施設で、同様のサービスを提供している ・同様の建物やスペースを利用して目的や内容が異なるサービスを提供している			(3)-3 ・施設が比較的新しくスペースに余裕がある					(4)-1 ・公共施設に係るコストが増加傾向にある等、コスト効率が悪いと判断される ・市が直接運営する必要は無く、民間参入が可能であり、その効果が期待できるか						A ：統廃合	B ：複合化（集約化）	C ：複合化（共用化）	D ：多目的化	E ：継続利用（現状維持）	F ：継続利用（規模縮小）	G ：共同利用	H ：廃止	I ：転用	J ：民間譲渡	K ：地域移譲	民 活の 拡大	受 益者 負担 の見直し		
サービス集約のメリット(メリットありor空欄)	建築経過年数 (R4.4.1時点)	評価結果	同地域内で、施設分類が異なるが同様のサービスを提供している施設が複数ある。 ※あれば○	貸館の稼働率等を入力	建築経過年数 (R4.4.1時点)	評価結果	有効性 利用度 ①	有効性 利用度 ③	延床面積 (㎡)	建築経過年数 (R4.4.1時点)	評価結果	代替性 民間参入 ②	効率性 コスト ①	効率性 コスト ②	評価結果	効率性 コスト ③	評価結果														
							前年度までの過去3年間の利用者数の推移はどうか。	今後の人口減少社会にあって、利用者数の見込みはどうか。				施設運営に民間事業者等のノウハウの活用が期待できるか。	前年度までの過去3年間の利用者1人当たりのコストの推移はどうか。	前年度の利用者1人当たりのコストはどうか。		前年度の収入と支出の状況から、受益者負担の割合の妥当性はどうか。 ※公の施設のみ回答															
	29				29		3年連続で増加	横ばいの見込み	1,189.41	29			その他	妥当		非該当															「共同利用」
	26				26		3年連続で増加	横ばいの見込み	300.05	26			その他	妥当		非該当															「共同利用」

周南市斎場等施設分類別計画

令和 5（2023）年 3 月

本計画は、平成 3 0（2018）年度に策定した「斎場施設分類別計画」「墓地施設分類別計画」、「大迫田納骨堂施設分類別計画」を統合・改訂したものです。

環境生活部 環境政策課

〒745-8655 周南市岐山通 1－1

電 話 0834-22-8322

F A X 0834-22-8325

電子メール kankyo@city.shunan.lg.jp

こども・福祉部 生活支援課

〒745-8655 周南市岐山通 1－1

電 話 0834-22-8453

F A X 0834-22-8464

電子メール shakai@city.shunan.lg.jp